

篠山市篠山伝統的建造物群保存地区保存計画

平成 1 6 年 7 月 2 7 日告示

(平成16年篠山市教育委員会告示第 2 0 号)

変更 平成 1 7 年 4 月 2 0 日告示

(平成17年篠山市教育委員会告示第 1 1 号)

変更 平成 1 7 年 1 2 月 2 2 日告示

(平成17年篠山市教育委員会告示第 2 6 号)

変更 平成 1 8 年 1 2 月 2 6 日告示

(平成18年篠山市教育委員会告示第 2 0 号)

変更 平成 1 9 年 1 2 月 2 8 日告示

(平成19年篠山市教育委員会告示第 2 5 号)

変更 平成 2 0 年 1 2 月 2 5 日告示

(平成20年篠山市教育委員会告示第 2 1 号)

変更 平成 2 1 年 1 2 月 2 8 日告示

(平成21年篠山市教育委員会告示第 2 2 号)

変更 平成 2 2 年 1 2 月 2 8 日告示

(平成22年篠山市教育委員会告示第 2 8 号)

変更 平成 2 3 年 1 2 月 2 8 日告示

(平成23年篠山市教育委員会告示第 2 3 号)

兵 庫 県 篠 山 市

篠山市篠山伝統的建造物群保存地区保存計画

目 次

1	保存計画の基本事項	
(1)	保存計画の基調	1
(2)	保存地区の名称・面積・範囲	1
2	保存地区の保存に関する基本計画	
(1)	保存地区の沿革	1
(2)	保存地区の現況	3
(3)	保存地区の特性	4
(4)	伝統的建造物群の特性	5
(5)	保存の方向	6
(6)	保存の内容	6
3	保存地区における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定	
(1)	伝統的建造物	7
(2)	環境物件	7
4	保存地区内における建造物及び環境物件等の保存整備計画	
(1)	保存整備の方向	7
(2)	伝統的建造物	8
(3)	伝統的建造物以外の建築物等の修景	8
(4)	環境物件の現状維持及び復旧	8
5	保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画	
(1)	管理施設等	8
(2)	防災計画策定及び防災施設等	8
(3)	環境の整備等	9
(4)	周辺地区との連携	9
6	保存地区における建造物及び環境物件に係る助成措置等	
(1)	経費の補助	9
(2)	技術的援助	9
(3)	保存団体等への助成	9

篠山市篠山伝統的建造物群保存地区保存計画

篠山市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成15年篠山市条例第44号、以下「保存条例」という。)第3条の規定に基づき、篠山市篠山伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)の保存に関する計画(以下「保存計画」という。)を定める。

1 保存計画の基本事項

(1) 保存計画の基調

この保存計画は、保存地区の歴史や自然が形成してきた固有の景観を、保存地区住民ひいては市民共有の財産として保存するとともに、交流や情報発信を通じたまちづくりに活用することにより、保存地区の生活環境の向上と文化環境の発展に資することを目的とする。

(2) 保存地区の名称・面積・範囲

保存地区の名称：篠山市篠山伝統的建造物群保存地区

保存地区の面積：約40.2ヘクタール

保存地区の範囲：篠山市大字東新町、西新町、南新町、北新町、河原町、小川町、立町の各一部

(別図1)

2 保存地区の保存に関する基本計画

(1) 保存地区の沿革

篠山城下町誕生の契機である篠山城築城は、徳川家康が慶長5(1600)年に関ヶ原の戦いに勝利を収めたことを発端とする。家康は、戦勝後に征夷大將軍となり江戸に幕府を開くが、大坂城には豊臣秀吉の後継者秀頼が健在で、豊臣恩顧の諸大名たちもその勢力を温存していたことから、大坂城を包囲する形で近畿の主立った城に譜代大名を配置する必要があった。当時の篠山は、大坂城と西日本の諸大名たちを分断するのに格好の地であり、家康は実子の松平(松井)康重に築城を命じる。築城前夜の篠山は、八上城を拠点として前田茂勝が支配していたが、築城前年の慶長13年(1608)に所領を没収され改易となる。同年、間髪をおかず康重が八上城へ移封され、家康の八上城を廃し新たな場所に新城を築城すべしとの命令により、篠山盆地の中央平野部に近世平山城の典型例である篠山城を新たに築くことになる。

篠山城は、慶長14(1609)年に、篠山盆地の中央にある「笹山」という独立丘陵に、15力国20の諸大名によって天下普請で築かれた。笹山のあった地域は黒岡村と呼ばれる農村地帯であり1千石の石高を有する豊かな村であったが、笹山に築城となったことが

ら村落自体も城下北方へ移された。城下町の整備は、この篠山城築城の翌年慶長15（1610）年から開始される。

城下町は篠山城を中心に方格基調で縄張りされた。京街道は城下の南東に引き込まれ、北から西へと枡形を設けながら城下を貫くように整備された。城下の入口には、寺院を防御施設として配置した。街道筋の両側には八上城下などから町家を強制移転し、東方並びに北方の防衛線機能を担わせた。慶長15年には主要な町が町立てされ、猛烈なスピードで城下整備が進行している。一方、武家の住まいは城内に家老屋敷を配し、現外濠の周縁に家臣屋敷、その外縁に徒士や中間足軽屋敷を配し、身分によって居住区域を分け篠山城を重層的に護るよう配置された。

町人並びに武家の計画的配置は、築城からおおよそ40年後の正保年間（1644～48）までにはほぼ終了している。古記録によれば、18世紀前半代の篠山城下町の家数並びに人口は武家で約700軒、町家で約500軒であり、推定人口が武家で約3,500人、町家で約2,700人とされる。城下全体で約6,000人が生活していたことになり、築城から100年後の城下町は藩内における政治経済の中核地として機能した。

篠山藩には譜代四家が国替えによって次々と移封される。正保年間までの城下町整備の大半は松井松平家、藤井松平家が藩主を勤める間に行われ、形原松平家に代わる慶安2（1649）年以降は若干町家や武家地整備が行われている。形原松平家は寛延元（1748）年に国替えとなり、その後青山家が版籍奉還まで藩主を勤めるが、形原松平、青山時代を通して城下町の都市形態に大きな変化はなかった。

明治元（1868）年に朝廷から山陰道鎮撫使が派遣され、城を明け渡すことにより篠山藩は終焉する。翌年には版籍奉還が行われ藩主青山忠敏が篠山藩知事に任命される。しかし、明治4（1871）年には廃藩置県により忠敏は職を解かれ東京への移住を命じられる。800人の藩士も俸禄を離れ、家老、家臣等武家の多くが篠山を立ち退き、篠山城周縁の武家町が衰退する。

一方、篠山城は官有となったが修理されることもなく、明治6（1873）年に出された太政官布達によって取り壊しが決定され、競売により隅櫓や門などの建物が次々と撤去されていった。城内最大の建物であった大書院は、取り壊しに多くの費用を要するとして放置されていたが、のちに教育施設や公会堂として利用されることになった。建物がなくなったあとの石垣も崩れるに任せ、修理の手が加えられることはほとんどなかった。

篠山藩の消滅は、藩政執行、経済統制という武家のための町が、城下に集住する商工業者の町へと都市が変容する契機となった。また郡役所、町役場、旧制中学校などの新しい都市機能が加わることで、多紀郡の行政、教育、経済の中核地として機能し続ける。明治32（1899）年に阪鶴鉄道（現JR福知山線）が開通し、また明治41（1908）年に歩兵第70連隊が設置され、さらに大正10（1921）年に篠山軽便鉄道が城下町まで敷設されると、市街地が拡大することになった。第2次世界大戦の混乱期に一時消沈することはあったものの、戦後は県立大学の開学等もあり、戦後も一定の発展を続けることになる。

昭和19（1944）年、国鉄福知山線篠山口駅（城下町から西方約4km）から支線の国鉄篠山線が城下近くまで敷設され、同時に篠山鉄道（旧篠山軽便鉄道）が廃線となった。

しかし、篠山線も経営合理化によって昭和47（1972）年に廃止される。戦前の一時期を除き、城下には今日まで鉄道が敷設されたことはなく、無秩序な建築物の乱立といった状況とは無縁のまま今日に至っている。

（２）保存地区の現況

篠山城下町は戦前戦後の混乱期において、都市部から戦災を避け食料を求めて疎開が相次ぎ人口が増加した。また、戦後のベビーブームにより昭和20年代は地方において若年人口が急激に増加した時期であった。しかし、この一時的な人口増加は、その後高度経済成長による都市部への人口集中と出生数の減少により反転し、昭和30年代以降において急激な過疎化をまねくことになった。この人口減少と高齢化は、まちの活力が停滞することにより新規建築を阻害する要因として働き、西新町武家屋敷群や河原町妻入商家群など歴史的町並みの存続にプラスに働く一面もあった。ただし、放置すれば無住家屋が増加するとともに建物の取り壊しが進展し町並みの存続が非常に困難になる可能性が高く、篠山城下町を代表する当該保存地区の町並み保存が緊急かつ重要な課題として提起されることになった。

兵庫県は伝統的建造物群保存地区制度の成立に先立って、昭和46年から48年にかけて、西新町武家屋敷群並びに河原町妻入商家群の保存対策調査を実施し、市に対して町並み保存の取り組みを図るよう指導を行った。また、昭和50年には市が独自に保存対策調査報告書を作成し、文化財保護法による伝統的建造物群保存地区指定を保存手法として町並み保存に取り組むこととなった。さらに、昭和51年には町並み保存対策協議会が設置され、先進事例地の視察やセミナーを開催し町並み保存の機運が盛り上がりを見せた。

しかし、制度の趣旨や内容の理解が進まなかったことにより5年を経て協議会は解散し、その後町並み保存の動きは停滞してしまう。一方、市では西新町の小林家長屋門を県指定文化財（昭和54年）とし、また河原町の西坂家住宅を市指定文化財（平成元年）とし、さらに西新町の徒士住宅である安間家を公開施設として開館（平成7年）するなど町並みの中核建築物として保存と活用を図ってきている。

平成5年には、兵庫県の「景観の形成等に関する条例」に基づき景観形成地区の指定を受け、景観形成事業の実施により篠山城下町の町並み保全に一定の役割を果たしてきたところである。環境整備面では、平成7年から河原町地区の町並み環境整備事業に着手し、道路美装化やポケットパーク新設工事などが継続して実施されてきた。また、西新町にあっては平成15年から無電柱化や道路美装化工事が進行しつつある。

平成11年に多紀郡4町が合併し篠山市が誕生すると、環境整備事業の進捗に合わせて町並み保存の動きが再燃することになる。市では、平成12年に当該保存地区6町の自治会長に呼びかけ、篠山城下町伝統的建造物群保存問題検討委員会を設置するとともに再度保存対策調査を実施することとし、平成13年から3カ年計画で調査を実施した。また、伝統的建造物群保存地区指定制度を住民に説明することによって、住民間の保存に向けての気運が高まり、平成15年5月には地元自治会から地区住民の総意として「伝統的建

建造物群保存地区制度に係る要望書」の提出を見たところである。市ではこの要望書を受け、同年７月に「篠山市伝統的建造物群保存地区保存条例」を制定し、町並みの恒久的保存と歴史を生かしたまちづくりに向けて住民と行政が一体となって本格的な取り組みを開始することとした。

（３）保存地区の特性

保存地区は、篠山市の中心に位置する国指定史跡篠山城跡とその周辺に広がっている。

篠山城跡は昭和31年に国の史跡指定を受けたのち、継続的な石垣修理や大書院の復元建築により往時の姿を徐々に取り戻してきた。三方に角馬出しを持ち、輪郭式と梯郭式を併用した近世平山城の存在が、保存地区の歴史的風致の象徴として位置づけられる。

西新町並びに南新町、東新町の武家屋敷群は、篠山城の外濠を挟んで城の西から南、さらに東へと延びている。当該地区は江戸期において家臣クラスが集住した区域である。明治維新によって家臣の多くが篠山を離れたため武家屋敷の多くは失われているが、閑静な住宅地のまま残されてきたことから、城下町形成期に整備された区画道路が整然と残り、屋敷の敷地割りもよく原形を留めている。また、西外濠から家臣居住区を挟んで西側の通称御徒士町通は、徒士身分の武士が集住した区域で、江戸期に建てられた茅葺の武家屋敷が建ち並び往時の面影を留めている。さらに地区内には、明治以降昭和戦前期の和風住宅も残され、篠山城下町の歴史的景観を特徴づけている。こういった武家屋敷の敷地内にはカキやクリが植えられ、当時の武家生活を偲ぶ上で重要である。また、城下町形成時に城下と城を防御するために植えられた竹林もよく原形を留めており、城下町の歴史的構成要素として貴重である。こういった環境要素は篠山城の高石垣や濠とともに、篠山城下町の歴史的風致を高める役割を果たしている。

篠山城の東南方向の小川町から河原町は、城下への出入り口に位置し町家建物が建ち並ぶ地区である。城下町整備の一環として引き込まれた街道の両側に、瓦葺中二階の妻入町家が数多く建ち並び、近世から近代にかけての商業的發展の様子を現在に伝えている。これらの建造物の在り方は他町と比べ改造の度合いが著しく低く、篠山城下町の歴史的景観を最もよく留めた地域となっている。また、城下町形成時に防御施設として建てられた真福寺や観音寺、また藩主の菩提寺であった本経寺が残り、町並みの構成要素として貴重なものとなっている。明治期まで商業の中核地として栄えた当該保存地区ではあるが、現在は一部に近隣住民を顧客とする商店が営まれているものの全体的には住宅地として静かな佇まいを見せている。

上記のように、篠山城下町は篠山城を中核として武家と町家の町並みが一体的に残っていることが特徴であり、保存地区では地区住民の町並みに対する意識の高さもあって、歴史的町並みがよく残されてきている。その中でも特に御徒士町（西新町）武家屋敷群や河原町妻入商家群は、篠山城下町の町並みを代表する歴史的風致を今日によく伝えている。

(4) 伝統的建造物群の特性

篠山城下町の伝統的建造物群の特性は、伝統的建造物及びこれと一体をなして歴史的風致を形成する環境要素が作り出している。伝統的建造物のうち、建築物には武家地を構成した武家屋敷建物、町人地を構成した町家建物、そして伝統的な社寺建築があり、工作物には門、塀等がある。

武家屋敷の敷地は、その身分に応じて若干の差異が認められる。篠山城外濠に面して住まいした武士は、石高が40石から200石余りの給人身分の上級武士である。西外濠に面する屋敷地の間口はおよそ10間で奥行きがおよそ20間である。南外濠に面する屋敷地の一角には内馬場があったため、馬場に接する屋敷地は間口がおよそ15間と広がっているが、それ以外は平均10間である。ただし、奥行きが20間から40間と極端な開きがあることから、間口には一定の基準があるものの、敷地面積は一樣ではなかったことが理解される。西外濠から上級武士が住んだ街区を挟んで西側の御徒士町通には、徒士身分の武士が住まいしていた。間口は平均8間で奥行きが25間あり、間口は若干狭いものの敷地の広さは給人身分と大差がない。御徒士町通の西側敷地は道路から半間程度下げて犬走り状の空間地を設けている。天保年間の大火により西側の屋敷一帯を焼き尽くし、その後防火帯をとって敷地を後退させた名残である。

外濠に面する家臣の住まいは長屋門と築地塀で屋敷地を区画し、内部に主屋や土蔵を配している。御徒士町通の徒士住宅は茅葺の棟門に築地塀が付き、2間ほど後退させて主屋を建てている。現在建物部分を除いた屋敷地は畑地として利用する場合が散見され、近世において敷地を自家菜園として利用していた模様である。

武家地の建物は、その身分によって特徴的に分かれるのが門である。篠山城外濠に面する家臣屋敷の門は長屋門となり、御徒士町通りにおける徒士屋敷の門は棟門となる。長屋門は梁間2間以上あり、入母屋造平屋建の茅葺屋根または瓦葺屋根である。また、真壁造で荒土壁仕上げまたは白漆喰仕上げ、腰壁を羽目板張とするのが通有である。徒士住宅は茅葺のものは入母屋平入りの平屋建で、直屋と中門建の2種類がある。茅葺屋根にはトタン葺きにしたものもある。茅葺建物は真壁造の荒土壁仕上げが一般的であるが、瓦葺のものは白漆喰仕上げである。武家地における瓦葺の建物は、近代以降に建てられたものである。

家屋内部は、土間を左、座敷を右とする右住まいの例が多いが、徒士住宅の並ぶ御徒士町通の東側と西側の住居では、土間と座敷の扱いが異なる例がある。西側の住宅は土間を南側、座敷を北東隅、床間を北側に配置し、東側の住宅は座敷を南西隅、床間を西側に配置する。武家地における土蔵は梁間2間が基本で、切妻造二階建である。塀は道路に面して瓦葺の土塀を設けるが、一部には生け垣もある。

町人地の敷地はその多くが間口が狭く、奥行きの長い敷地割となっている。敷地の間口は最小が2間、最大で6間を越えるが、平均すると3間の場合が多い。一方、奥行きは20間以上となっており、中には60間に近いものもあって、奥行きの深い都市型町家の形態となっている。このように間口が狭く奥に細長くなることが、妻入を多くした要因

である。

敷地における建築物の配置は、通りに面して主屋があり奥に離座敷や土蔵が配される。敷地の中程には中庭が設けられ、この配置によって日照と通風の確保が図られている。

主屋の基本構成は妻入、中二階建、瓦葺であり、平入も少ないながら存在する。外壁は大壁造の白漆喰仕上げで、羽目板張の腰板を持つ例が多い。窓は中二階のものは出格子窓か虫籠窓が通有である。表構えは、大戸と格子、蔀戸が基調であったが、改造により失われているものが多い。

築城以来の歴史を持つ寺院は河原町に集まっている。寺院境内の構成は、前面に山門を建て、前庭を経て本堂があり、本堂東側に庫裏と書院が配される。境内にはほかに鐘楼、観音堂、弁財天堂などを配する例もある。保存地区における伝統的寺院建築は、観音寺並びに本経寺に残されている。

上記のほか、建築物と一体をなし歴史的風致を形成する環境要素として、史跡篠山城跡、城下町の骨格を成す街路網、城下防御のための竹林、景観上優れた庭木、武家地の敷地割を示す生垣などがある。

（５）保存の方向

本保存地区は、江戸時代初期に都市計画された城下町の町割りや敷地割りを基盤として、近世の武家住宅を始め近世から近代にかけての町家、近代の和風建築物、また寺社建築物などが各時代の特色を保ちながら、篠山城とともに一体的に歴史的景観を形成している。さらに竹林や庭木などが歴史的町並みに調和し、篠山を代表する歴史的風致を形成している。これらは保存地区住民ひいては篠山市民にとってかけがえのない財産であるとともに、全国的に見ても江戸時代から近代に至る城下町の景観を知る上で貴重な文化財である。

本保存地区の保存に際しては、篠山の個性豊かな歴史的環境を後世に守り伝えることを基本に据え、保存地区住民や市民、行政関係者、町並み保存やまちづくりの専門家等が協力支援体制を築き、伝統的建造物群及びこれらと一体をなす環境の保存を図るとともに、魅力や活気に溢れた保存地区の創出に努めるものとする。

なお保存に当たっては、保存地区住民の生活環境の快適性、利便性、防災機能の向上や保存地区の特性を活かした生活環境の整備に十分配慮するものとする。

（６）保存の内容

保存地区内において伝統的建造物群の特性を維持していると認められる屋敷建築並びに町家建築の主屋及び付属屋、寺社建築等の建築物及び門、塀等の工作物を「伝統的建造物」とする。なお、その決定は別項の具体的基準に照らして行う。

保存地区を特色づけている環境要素のうち、伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため、特に必要と認められる物件を「環境物件」とする。なお、その決定は別項の具体的基準に照らして行う。

保存地区内にある伝統的建造物の外観の修理については、「修理基準」を定める。
保存地区内にある環境物件の現状維持及び復旧については、「修理基準」を定める。

保存地区内にある伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転等に係る外観の修景及び環境物件以外の物件の修景については、「修景基準」を定める。
その内容は伝統的建造物群の特性に合致したものとする。

歴史的風致と調和させるための基準として「許可基準」を定める。その内容は、伝統的建造物群の特性に配慮したものとする。

上記の修理、復旧、修景、許可に係わる基準を適切に運用して、保存地区の歴史的風致を維持し形成するとともに、地区の特性を活かした生活環境の整備に努める。

保存地区の歴史的風致を維持、形成するために必要と認められる事業等に、適切な助成措置を講ずる。

以上の目的の遂行に当たっては、市長、教育委員会及び保存地区の住民等が協力して進める。

3 保存地区における伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定

(1) 伝統的建造物

次の建築物と工作物を伝統的建造物とする。

建築物は、おおむね昭和戦前期までに建築されたもので、伝統的な屋敷建築、町家建築の主屋及び付属屋の諸特性をよく現していると認められるもの、及び伝統的な寺社建築の特性をよく現していると認められるもののうち、別表 1 に示す物件とする。その位置及び範囲は別図 2 に示すとおりとする。

工作物は、伝統的な屋敷建築、町家建築、寺社建築と一体をなすもので、おおむね昭和戦前期までに建築され、伝統的な工法によりその諸特性をよく現していると認められる門、塀等のうち、別表 2 に示す物件とする。その位置及び範囲は別図 3 に示すとおりとする。

(2) 環境物件

環境物件は、伝統的建造物群と一体をなして歴史的風致を形成する物件で、保存地区の歴史的風致を保存するため、特に必要と認められる自然物、土地等のうち、別表 3 に示す物件とする。その位置及び範囲は別図 4 に示すとおりとする。

4 保存地区内における建造物及び環境物件等の保存整備計画

(1) 保存整備の方向

保存地区内には、比較的良好に原状を維持している建築物等が多いが、改造や経年による老朽化や破損あるいは歴史的風致に調和しない広告物等による改変も見られる。これらの多くは、適切な修理や修景を行えば保存地区の風致にふさわしい外観に回復することが可能である。このことから、地区住民の理解と協力のもと快適な生活の確保と防災機能の向上を図りながら、伝統的建造物群の外観を保存するための修理並びに伝統的建造物以外の建築物等について修景を進め、保存地区全体の価値を高める。修理、修景に際しては、保存地区の住民等で組織される保存団体と連携して、計画的に保存整備を進める。

(2) 伝統的建造物

伝統的建造物の保存整備については、主としてその外観を維持するため、別に定める修理基準（別表４）に基づく修理を行う。

伝統的建造物群の特性にそぐわない外観の変更が加えられているものについては、履歴を調査の上、然るべき旧状に復するための修理を基本とする。

保存修理にあたっては、構造耐力上必要な部分を補強、修理し、耐震性等防災機能の向上を図るよう努める。

(3) 伝統的建造物以外の建築物等の修景

伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築、改築、移転又は修繕、模様替えもしくは色彩の変更は、伝統的建造物群の特性に調和するよう、別に定める修景基準（別表５）及び許可基準（別表６）を適切に運用して修景を行う。

(4) 環境物件の現状維持及び復旧

環境物件については、現状維持及び復旧を基本とし、別に定める修理基準（別表４）に基づき保存整備に努める。

5 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備計画

(1) 管理施設等

保存地区の町並み保存のために、公開、管理施設の設置並びに充実に努めるとともに、町並みに対する理解を促すために必要な標識や案内板等を設置する。

(2) 防災計画策定及び防災施設等

保存地区の総合的な防災計画を下記事項を含めた形で早期に策定し、災害に対する安全確保に努める。

災害を未然に防ぎ、災害を最小限とするため、防災訓練の充実や広報等による啓

発に努めるとともに、自衛消防組織との連携を図る。

災害時等の緊急連絡や各種情報の収集を迅速に行うため、防災行政無線による地域防災情報伝達システムの整備を図る。

災害に強い保存地区づくりを進めるため宅地内植栽を推進するとともに、初期消火及び延焼防止を目的とした消火栓、放水銃等の消火設備の設置や増設に努める。

さらに、保存地区内の消防水利を確保するため、必要に応じ防火水槽等の増設を図る。

(3) 環境の整備等

保存地区において歴史を活かしたまちづくりを進めるため、町並みの履歴を考慮した整備を図るよう努める。路面の舗装、側溝の改良等については、保存地区の歴史的風致に調和したものとなるよう整備に努めるとともに、歩行者の安全確保のため歩行者専用道路の整備を推進する。電柱、架線等は、保存地区の歴史的風致を阻害しないよう移設、埋設等の整理に努める。建築物等に設置する広告、看板等については、保存地区の歴史的風致にふさわしいものとする。

(4) 周辺地区との連携

保存地区の周辺には、伝統的建造物が数多く点在し、特徴ある歴史的風致を形成していることから、文化財保護法による文化財建造物の指定や登録有形文化財制度を活用し、その保護保存を図るものとする。また、城下町地区は「篠山市景観条例」に基づき歴史地区に指定されていることから、この制度を活用し特徴ある魅力あるまちづくりを進め、城下町全体の町並み保存と活用に努める。これに併せ、歴史的風致の保全及び文化財保護の観点から、30年以上未着手となっている都市計画道路等既存公共計画の見直しについても検討を加える。

6 保存地区における建造物及び環境物件に係る助成措置等

(1) 経費の補助

保存計画に基づく事業に対し、別に定める「篠山市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱」により必要な補助を行う。

(2) 技術的援助

保存地区の歴史的風致を維持、形成するため、修理、現状維持、復旧及び修景等に係わる設計相談等必要な技術的援助を行う。

(3) 保存団体等への助成

保存地区住民等により組織された保存団体の活動や伝統的建造物等の保存技術の向上等を目的とした団体の保存に係る活動に要する経費に対し必要な補助を行う。

別図1 伝統的建造物群保存地区範囲図



凡例

- 伝統的建造物群保存地区
- 伝統的建造物 (建築物・工作物)
- 環境物件
- 環境物件 (史跡)
- 大字界



1/7500

別表1 伝統的建造物-建築物

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地（兵庫県篠山市）
1	西 02 - A	主屋	1棟	西新町59-1
2	西 02 - C	土蔵	1棟	西新町59-2
3	西 03 - A	主屋	1棟	西新町60-1
4	西 03 - C	土蔵	1棟	西新町60-3
5	西 05 - A	主屋	1棟	西新町65-4
6	西 06 - A	主屋	1棟	西新町67-1
7	西 07 - A	主屋	1棟	西新町73-1
8	西 07 - B	離れ	1棟	西新町73-1
9	西 07 - C	土蔵	1棟	西新町73-1
10	西 08 - A	主屋	1棟	西新町75-1
11	西 11 - A	主屋	1棟	西新町83-2
12	西 12 - A	主屋	1棟	西新町85-1
13	西 15 - A	主屋	1棟	西新町95
14	西 15 - C	土蔵	1棟	西新町95
15	西 16 - A	主屋	1棟	西新町99-1
16	西 16 - C	土蔵	1棟	西新町99-2
17	西 17 - C	土蔵	1棟	西新町101-2
18	西 21 - A	主屋	1棟	西新町69-1
19	西 23 - A	主屋	1棟	西新町82
20	西 23 - C	土蔵	1棟	西新町82-2
21	西 24 - A	主屋	1棟	西新町84-2
22	西 31 - B	離れ	1棟	西新町24
23	西 31 - E	長屋門	1棟	西新町24
24	西 32 - A	主屋	1棟	西新町23
25	西 32 - C	土蔵	1棟	西新町23
26	西 33 - A	主屋	1棟	西新町18
27	西 34 - A	主屋	1棟	西新町13-1
28	西 34 - E	長屋門	1棟	西新町13-1
29	西 41 - A	主屋	1棟	西新町116-2
30	東 02 - A	主屋	1棟	東新町30・32
31	東 02 - B	離れ	1棟	東新町30
32	東 02 - C	土蔵	1棟	東新町32
33	東 02 - D	納屋	1棟	東新町32
34	東 04 - A	主屋	1棟	東新町15-1
35	東 05 - A	主屋	1棟	東新町16-2
36	東 06 - A	主屋	1棟	東新町27
37	東 06 - C	土蔵	1棟	東新町26-1
38	東 07 - A	主屋	1棟	東新町31
39	東 07 - E	長屋門	1棟	東新町31
40	小 01 - A	主屋	1棟	小川町11
41	小 01 - B	離れ	1棟	小川町11
42	小 01 - C	土蔵	1棟	小川町11
43	小 02 - A	主屋	1棟	小川町14
44	小 03 - A	主屋	1棟	小川町18
45	小 03 - D	納屋	1棟	小川町18
46	小 05 - A	主屋	1棟	小川町20
47	小 06 - A	主屋	1棟	小川町6-1
48	小 06 - C	土蔵	1棟	小川町6-1
49	小 07 - A 1	主屋	1棟	小川町2-2・2-4
50	小 07 - A 2	主屋	1棟	小川町2-1・2-2
51	小 08 - A	主屋	1棟	小川町1-1
52	小 08 - C 1	土蔵	1棟	小川町1-1
53	小 08 - C 2	土蔵	1棟	小川町1-1
54	下 01 - A	主屋	1棟	河原町214-1
55	下 01 - C	土蔵	1棟	河原町214-1
56	下 02 - A	主屋	1棟	河原町210-1

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地（兵庫県篠山市）
57	下 02 - C	土蔵	1棟	立町3-2
58	下 03 - A	主屋	1棟	河原町208
59	下 03 - C 1	土蔵	1棟	立町4
60	下 03 - C 2	土蔵	1棟	立町4
61	下 04 - A	主屋	1棟	河原町206・立町5-1
62	下 04 - C	土蔵	1棟	立町5-1
63	下 04 - D	納屋	1棟	立町5-1
64	下 05 - B	離れ	1棟	河原町203・立町5-2
65	下 05 - C	土蔵	1棟	立町5-2
66	下 06 - A	主屋	1棟	河原町202
67	下 06 - C	土蔵	1棟	河原町202
68	下 06 - D	納屋	1棟	河原町202
69	下 07 - A	主屋	1棟	河原町199
70	下 07 - D	納屋	1棟	河原町199
71	下 08 - A	主屋	1棟	河原町198-2・198-3
72	下 08 - B 1	離れ	1棟	河原町198
73	下 08 - B 2	離れ	1棟	立町6
74	下 08 - C	土蔵	1棟	河原町198
75	下 09 - C	土蔵	1棟	河原町192
76	下 10 - A	主屋	1棟	河原町189-1・189
77	下 10 - B	離れ	1棟	河原町189-1
78	下 10 - C	土蔵	1棟	河原町189
79	下 11 - A	主屋	1棟	河原町186
80	下 11 - B	離れ	1棟	河原町186
81	下 11 - D	納屋	1棟	河原町186
82	下 12 - C 1	土蔵	1棟	河原町185
83	下 12 - C 2	土蔵	1棟	河原町182
84	下 13 - A	主屋	1棟	河原町172・169
85	下 13 - B	離れ	1棟	河原町172
86	下 13 - C	土蔵	1棟	河原町172
87	下 14 - A	主屋	1棟	河原町160-2
88	下 15 - A 1	主屋	1棟	河原町154
89	下 15 - A 2	主屋	1棟	河原町151
90	下 16 - A	主屋	1棟	河原町130-3
91	下 16 - B	離れ	1棟	河原町130-3
92	下 17 - A	主屋	1棟	河原町130-1
93	下 17 - B 1	離れ	1棟	河原町130-1
94	下 17 - B 2	離れ	1棟	河原町130-1
95	下 17 - C 1	土蔵	1棟	河原町130-3
96	下 17 - C 2	土蔵	1棟	河原町130-3
97	下 18 - A	主屋	1棟	河原町124-1・121-3
98	下 18 - C	土蔵	1棟	河原町124-1・121-3
99	下 19 - A	主屋	1棟	河原町118-1
100	下 19 - B	離れ	1棟	河原町118-1
101	下 20 - A	主屋	1棟	河原町115
102	下 20 - B	離れ	1棟	河原町115
103	下 20 - C	土蔵	1棟	河原町115
104	下 21 - A	主屋	1棟	河原町112-1
105	下 22 - A	主屋	1棟	河原町200-3
106	下 22 - B 1	離れ	1棟	河原町200-3
107	下 22 - B 2	離れ	1棟	河原町200-3
108	下 22 - B 3	離れ	1棟	河原町200-3
109	下 22 - C 1	土蔵	1棟	河原町200-3
110	下 22 - C 2	土蔵	1棟	河原町200-3
111	下 23 - A	主屋	1棟	河原町200-1
112	下 23 - B	離れ	1棟	河原町200-1
113	下 23 - C 1	土蔵	1棟	河原町200-1
114	下 23 - C 2	土蔵	1棟	河原町200-1

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地（兵庫県篠山市）
115	下 23 - C 3	土蔵	1棟	河原町200-1
116	下 23 - D	納屋	1棟	河原町200-1
117	下 24 - A	主屋	1棟	河原町196-1
118	下 24 - B	離れ	1棟	河原町196-1
119	下 24 - C	土蔵	1棟	河原町196-1
120	下 25 - A	主屋	1棟	河原町193-3・193-1
121	下 26 - A	主屋	1棟	河原町187-1
122	下 27 - A	主屋	1棟	河原町180
123	下 27 - C 1	土蔵	1棟	河原町180
124	下 27 - C 2	土蔵	1棟	河原町180
125	下 28 - A	主屋	1棟	河原町177-1
126	下 28 - C	土蔵	1棟	河原町177-1
127	下 29 - A	主屋	1棟	河原町173-1
128	下 29 - B	離れ	1棟	河原町173-1
129	下 29 - C 1	土蔵	1棟	河原町173-1
130	下 29 - C 2	土蔵	1棟	河原町173-1
131	下 29 - C 3	土蔵	1棟	河原町173-1
132	下 29 - C 4	土蔵	1棟	河原町173-1
133	下 30 - A	主屋	1棟	河原町170
134	下 30 - B	離れ	1棟	河原町170
135	下 30 - C	土蔵	1棟	河原町170
136	下 32 - A	主屋	1棟	河原町152・155・158
137	下 33 - A	主屋	1棟	河原町149
138	下 34 - A	主屋	1棟	河原町146・143-1
139	下 34 - B	離れ	1棟	河原町146
140	下 34 - C	土蔵	1棟	河原町146
141	下 35 - A	主屋	1棟	河原町137
142	下 35 - C	土蔵	1棟	河原町137
143	下 36 - A	主屋	1棟	河原町134・131-2
144	下 36 - C	土蔵	1棟	河原町134
145	下 37 - A	主屋	1棟	河原町131-1・128
146	下 38 - A	主屋	1棟	河原町125
147	下 39 - A	主屋	1棟	河原町119-1
148	下 40 - A	主屋	1棟	河原町116-1
149	下 41 - A	主屋	1棟	河原町110-1
150	下 41 - B	離れ	1棟	河原町110-1
151	下 41 - C	土蔵	1棟	河原町110-1
152	下 42 - C	土蔵	1棟	河原町165
153	下 42 - K	本堂	1棟	河原町165
154	上 02 - A	主屋	1棟	河原町105
155	上 02 - B	離れ	1棟	河原町105
156	上 03 - A 1	主屋	1棟	河原町102-1
157	上 03 - A 2	主屋	1棟	河原町99-1
158	上 04 - A	主屋	1棟	河原町93-2
159	上 04 - C	土蔵	1棟	河原町93-2
160	上 05 - A	主屋	1棟	河原町93-1
161	上 06 - A	主屋	1棟	河原町90-1
162	上 08 - A 1	主屋	1棟	河原町69
163	上 08 - A 2	主屋	1棟	河原町69
164	上 08 - A 3	主屋	1棟	河原町69・68
165	上 08 - B	離れ	1棟	河原町69
166	上 08 - C 7	土蔵	1棟	河原町69
167	上 08 - C 8	土蔵	1棟	河原町69
168	上 18 - A	主屋	1棟	河原町37-1・36-1
169	上 20 - A	主屋	1棟	河原町97

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地（兵庫県篠山市）
170	上 20 - B	離れ	1棟	河原町97
171	上 20 - C	土蔵	1棟	河原町97
172	上 20 - D	納屋	1棟	河原町97
173	上 21 - A	主屋	1棟	河原町91-1
174	上 21 - B	離れ	1棟	河原町91-1・91-2
175	上 21 - D	納屋	1棟	河原町91-2
176	上 22 - A	主屋	1棟	河原町88-1
177	上 22 - C 1	土蔵	1棟	河原町88-3
178	上 22 - C 2	土蔵	1棟	河原町88-3
179	上 23 - A	主屋	1棟	河原町88-2
180	上 23 - C	土蔵	1棟	河原町88-2
181	上 24 - A	主屋	1棟	河原町74-2・76・78
182	上 24 - B	離れ	1棟	河原町74-2・76・78
183	上 24 - C	土蔵	1棟	河原町74-2・76・78
184	上 24 - D	納屋	1棟	河原町79
185	上 25 - A	主屋	1棟	河原町62-2・60
186	上 27 - A	主屋	1棟	河原町54
187	上 27 - C	土蔵	1棟	河原町54
188	上 28 - A	主屋	1棟	河原町52
189	上 28 - B	離れ	1棟	河原町52
190	上 28 - C	土蔵	1棟	河原町52
191	上 29 - A	主屋	1棟	河原町50
192	上 29 - B	離れ	1棟	河原町50
193	上 29 - C	土蔵	1棟	河原町50
194	上 33 - A	主屋	1棟	河原町9-1
195	上 33 - B	離れ	1棟	河原町9-1
196	上 33 - C	土蔵	1棟	河原町9-1
197	上 38 - D 1	納屋	1棟	河原町5-1
198	上 38 - D 2	納屋	1棟	河原町5-1

別表2 伝統的建造物-工作物

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地（兵庫県篠山市）
1	西 01 - F	門	1箇所	西新町55-1
2	西 02 - F	門	1箇所	西新町59-1
3	西 02 - G 1	塀	1箇所	西新町59-1
4	西 02 - G 2	塀	1箇所	西新町59-1
5	西 02 - G 3	塀	1箇所	西新町59-1
6	西 03 - F	門	1箇所	西新町60-1
7	西 04 - F	門	1箇所	西新町63-1
8	西 04 - G 1	塀	1箇所	西新町63-1
9	西 04 - G 2	塀	1箇所	西新町63-1
10	西 06 - F	門	1箇所	西新町67-1
11	西 06 - G 1	塀	1箇所	西新町65-1
12	西 06 - G 2	塀	1箇所	西新町67-1
13	西 06 - G 3	塀	1箇所	西新町67-1
14	西 07 - F	門	1箇所	西新町73-1
15	西 07 - G 1	塀	1箇所	西新町73-1
16	西 07 - G 2	塀	1箇所	西新町73-1
17	西 08 - F	門	1箇所	西新町75-1
18	西 12 - F	門	1箇所	西新町85-1
19	西 12 - G	塀	1箇所	西新町85-1
20	西 15 - F	門	1箇所	西新町95
21	西 15 - G 1	塀	1箇所	西新町95
22	西 15 - G 2	塀	1箇所	西新町95
23	西 16 - F	門	1箇所	西新町99-1
24	西 16 - G	塀	1箇所	西新町99-1
25	西 23 - F	門	1箇所	西新町82
26	西 23 - G	塀	1箇所	西新町82
27	西 24 - F	門	1箇所	西新町84-2
28	西 24 - G 1	塀	1箇所	西新町84-2
29	西 24 - G 2	塀	1箇所	西新町84-2
30	西 31 - G	塀	1箇所	西新町24
31	東 02 - G 1	塀	1箇所	東新町30
32	東 02 - G 2	塀	1箇所	東新町32
33	東 04 - G	塀	1箇所	東新町15-1
34	小 08 - G	塀	1箇所	小川町1-1
35	下 01 - G 1	塀	1箇所	河原町214-1
36	下 01 - G 2	塀	1箇所	河原町214-1
37	下 02 - G	塀	1箇所	立町3-1
38	下 04 - G	塀	1箇所	河原町206
39	下 08 - G	塀	1箇所	立町6
40	下 12 - F	門	1箇所	河原町185・182
41	下 12 - G 1	塀	1箇所	河原町185
42	下 12 - G 2	塀	1箇所	河原町182
43	下 18 - G	塀	1箇所	河原町124-1
44	下 22 - G 1	塀	1箇所	河原町200-3
45	下 22 - G 2	塀	1箇所	河原町200-3
46	下 22 - G 3	塀	1箇所	河原町200-3
47	下 23 - F	門	1箇所	河原町200-1
48	下 23 - G 1	塀	1箇所	河原町200-1
49	下 23 - G 2	塀	1箇所	河原町200-1
50	下 23 - G 3	塀	1箇所	河原町200-1
51	下 27 - G	塀	1箇所	河原町180
52	下 29 - G	塀	1箇所	河原町173-1
53	下 30 - G	塀	1箇所	河原町170
54	上 08 - G 1	塀	1箇所	河原町69
55	上 08 - G 2	塀	1箇所	河原町68
56	上 20 - G	塀	1箇所	河原町97

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地（兵庫県篠山市）
57	上 24 - G	塀	1箇所	河原町74-2・76・78
58	上 27 - G 1	塀	1箇所	河原町54
59	上 27 - G 2	塀	1箇所	河原町54
60	上 28 - G 1	塀	1箇所	河原町52
61	上 28 - G 2	塀	1箇所	河原町52
62	上 29 - G	塀	1箇所	河原町50
63	上 37 - F	門	1箇所	河原町

別表3 環境物件

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地（兵庫県篠山市）
1	西 03 - H 1	樹木 アカマツ	1本	西新町60-1
2	西 03 - H 2	樹木 カキ	1本	西新町60-1
3	西 05 - H	樹木 ヒバ	1本	西新町65-4
4	西 06 - H 1	樹木 クロマツ	1本	西新町67-1
5	西 06 - H 2	樹木 アカマツ	1本	西新町65-1
6	西 07 - H	樹木 タラヨウ	1本	西新町73-1
7	西 11 - J	竹藪 竹	1箇所	西新町83-3
8	西 12 - H	樹木 シラカシ	1本	西新町85-1
9	西 12 - J	竹藪 竹	1箇所	西新町85-3・83-1
10	西 14 - J	竹藪 竹	1箇所	西新町94-3
11	西 15 - H 1	樹木 クス	1本	西新町95
12	西 15 - H 2	樹木 シラカシ	1本	西新町95
13	西 15 - H 3	樹木 シラカシ	1本	西新町95
14	西 15 - J	竹藪 竹	1箇所	西新町95・97-3
15	西 16 - H 1	樹木 カキ	1本	西新町97-2
16	西 16 - H 2	樹木 カキ	1本	西新町97-2
17	西 16 - I	生垣 カイツカイブキ	1箇所	西新町97-2
18	西 16 - J	竹藪 竹	1箇所	西新町97-4・99-3
19	西 17 - J	竹藪 竹	1箇所	西新町101-3
20	西 23 - H	樹木 クリ	1本	西新町80-2
21	西 25 - H 3	樹木 アラカシ	1本	西新町86
22	西 25 - H 4	樹木 アラカシ	1本	西新町86
23	西 29 - H	樹木 カイツカイブキ	1本	西新町39
24	西 30 - H 1	樹木 クロマツ	1本	西新町37-2
25	西 30 - H 2	樹木 クロマツ	1本	西新町37-2
26	西 32 - H	樹木 クロマツ	1本	西新町23
27	西 33 - H 1	樹木 カキ	1本	西新町18
28	西 33 - H 2	樹木 カキ	1本	西新町18
29	西 33 - H 3	樹木 モッコス	1本	西新町18
30	西 33 - H 4	樹木 キリ	1本	西新町18
31	西 33 - H 5	樹木 アカマツ	1本	西新町18
32	西 39 - H 1	樹木 カシワ	1本	西新町27
33	西 39 - H 2	樹木 カシワ	1本	西新町27
34	西 40 - H	樹木 シラカシ	1本	西新町26-5
35	南 01 - H 1	樹木 アラカシ	1本	南新町10-1
36	南 01 - H 2	樹木 カキ	1本	南新町10-1
37	南 01 - H 3	樹木 ウメ	1本	南新町10-1
38	南 01 - H 4	樹木 タラヨウ	1本	南新町10-1
39	南 03 - J	竹藪 竹	1箇所	南新町13-1
40	南 06 - J	竹藪 竹	1箇所	南新町347-6
41	南 10 - J	竹藪 竹	1箇所	南新町11
42	東 02 - H	樹木 アカマツ	1本	東新町30
43	東 04 - H	樹木 シノブヒバ	1本	東新町15-1
44	東 08 - H	樹木 クロマツ	1本	東新町184
45	小 09 - L	水路	1箇所	-
46	下 01 - H	樹木 クロマツ	1本	河原町214-1
47	下 12 - H	樹木 クロマツ	1本	河原町182
48	下 13 - H 1	樹木 ウメ	1本	河原町172
49	下 13 - H 2	樹木 カキ	1本	河原町172
50	下 13 - H 3	樹木 カイツカイブキ	1本	河原町172
51	下 13 - H 4	樹木 ヤマモミジ	1本	河原町172
52	下 13 - H 5	樹木 クロマツ	1本	河原町172
53	下 13 - H 6	樹木 タラヨウ	1本	河原町172
54	下 18 - H	樹木 クロマツ	1本	河原町121-3
55	下 22 - H 1	樹木 ヒノキ	1本	河原町200-3

番号	保存計画番号	種別	員数	所在地（兵庫県篠山市）
56	下 22 - H 2	樹木 シラカシ	1本	河原町200-3
57	下 22 - H 3	樹木 クロマツ	1本	河原町200-3
58	下 22 - H 5	樹木 カヤ	1本	河原町200-3
59	下 22 - H 6	樹木 カヤ	1本	河原町200-3
60	下 23 - H 2	樹木 マキ	1本	河原町200-1
61	下 23 - H 3	樹木 ヒノキ	1本	河原町200-1
62	下 23 - H 4	樹木 クス	1本	河原町200-1
63	下 23 - H 5	樹木 モミ	1本	河原町200-1
64	下 23 - H 6	樹木 モミ	1本	河原町200-1
65	下 23 - H 7	樹木 タラヨウ	1本	河原町200-1
66	下 23 - H 8	樹木 ヤマモミジ	1本	河原町200-1
67	下 23 - H 9	樹木 ヤマモミジ	1本	河原町200-1
68	下 23 - H 10	樹木 ヤマモミジ	1本	河原町200-1
69	下 23 - H 11	樹木 ヤマモミジ	1本	河原町200-1
70	下 23 - H 12	樹木 ヤマモミジ	1本	河原町200-1
71	下 43 - L	水路	1箇所	-
72	他 01 - M	城跡 史跡篠山城跡	1箇所	北新町

伝統的建造物(建築物)

種別	件数
主屋	88
長屋門	3
離れ	31
土蔵	63
納屋	12
本堂	1
総計	198

伝統的建造物(工作物)

種別	件数
門	15
塀	48
総計	63

環境物件

種別	件数
城跡	1
樹木	59
竹藪	9
生垣	1
水路	2
総計	72

(別表 4)

修 理 基 準		
対 象 保 存 地 区		全地区
建 築 物	敷 地 割	外観を維持するため、原則として現状維持または復原修理とする。
	位置・規模	同上
	高 さ	同上
	構 造	同上
	屋 根	同上
	軒 ・ 庇	同上
	外 壁	同上
	建 具	同上
	基 礎	同上
	色 彩	同上
	設備機器等	通りから見えないような配置・形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料・仕上げ・着色をした外観上目立たない目隠しを行うものとする。
工 作 物	門	原則として、現状維持または復原修理とする。
	塀	同上
	屋外広告物	同上
環 境 物件	木 竹	伝統的町並みに調和するよう現状維持及び保全、または復旧とする。

(別表5)

修景基準			
対象保存地区		西新町・南新町・東新町	小川町・下河原町・上河原町
建築物	敷地割	現状維持を原則とし、間口を細分化しない。	
	位置・規模	通りに面する箇所に伝統的町並みと調和した塀、又は垣及び門を原則として設けることができるような壁面位置とし、周囲の伝統的建造物の壁面線に揃えて調和を図るものとする。	上・下河原町及び小川町の主要な通りに面する建築物は、隣家との間をできるだけあけないようにし、通り側の壁面を伝統的町並みの壁面線に揃えて調和を図るものとする。 その他の建築物は、伝統的町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。
	高さ	地上2階建以下とし、屋根高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。	
	構造	原則として、木造とする。	
	屋根	切妻造り、入母屋造り、寄棟造りのいずれかとする。 屋根は日本瓦（いぶし銀又は黒色つや消し）葺き又は銅板葺きとする。 屋根勾配は伝統的町並みと調和したものとする。	切妻造りまたは入母屋造りとし、周囲の伝統的建造物の特性を考慮して妻入又は平入とする。 屋根は日本瓦（いぶし銀又は黒色つや消し）葺きとする。 屋根勾配は伝統的町並みと調和したものとする。
	軒・庇	軒、庇の出、高さは周囲の伝統的建造物に合わせ、伝統的町並みとして調和のとれた連続性を保つものとする。	上・下河原町及び小川町の主要な通りに面する建築物の1階と2階の間には必ず瓦庇を設ける。 軒、庇の出、高さは周囲の伝統的建造物に合わせ、伝統的町並みとして調和のとれた連続性を保つものとする。
	外壁	外壁は土壁、漆喰、板壁等伝統的材料や自然系材料とし、伝統的町並みに調和したものとする。	
	建具	建具の位置及び形態は、建築物全体の外観と調和したものとする。 通りから望見できる箇所にある建具は原則として木製とする。	建具の位置及び形態は、建築物全体の外観と調和したものとする。 通りから望見できる箇所にある建具は原則として木製とし、必要と思われる箇所には格子を設ける。ただしやむをえず金属製とする場合は、金属製建具が目立たないよう伝統的な格子をつける。
	基礎	コンクリート面の露出が目立たないようにする。	
	色彩	無彩色又は自然の素材色を基調とした色彩を原則とし、伝統的町並みに調和したものとする。	
工作物	設備機器等	通りから見えないような配置・形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料・仕上げ・着色をした外観上目立たない目隠しを行うものとする。	
	門	伝統的町並みに調和した瓦もしくは自然材で葺いた小屋根をもち、扉は木製の板戸または格子戸の門とする。 規模や高さについては、周囲の伝統的建造物の門と同等とする。	
	塀	伝統的町並みに調和した屋根付き漆喰塗塀又は板塀又は土塀もしくは垣とし、高さは周囲の伝統的な塀及び垣と調和させる。また塀に扉を設ける場合は、木製の板戸または格子戸とする。	伝統的町並みに調和した屋根付き漆喰塗塀又は板塀又は土塀とし、高さは周囲の伝統的な塀と調和させる。また塀に扉を設ける場合は、木製の板戸又は格子戸とする。
	屋外広告物	掲出数は必要最小限とし、大きさ・位置・色彩等については、周囲の景観に調和したものとし、自家用以外の広告物は設けない。	

(別表6)

許可基準		
対象保存地区		全地区
建築物	敷地割	現状維持を原則とする。
	位置・規模	周囲の伝統的建造物と合わせ、伝統的町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。
	高さ	地上2階建以下を原則とし、屋根高さは周囲の伝統的建造物と調和させる。
	構造	主要構造は、原則として木造とする。ただし、用途等によりやむを得ず他の構造とする場合は、外部意匠を考慮し、伝統的町並みと調和を図る。
	屋根	形態は、原則として伝統的建造物に見られる切妻造り、入母屋造り、寄棟造りのいずれかとする。材料は、原則として伝統的建造物に使用される粘土瓦(いぶし銀又は黒色つや消し)とする。勾配は、原則として伝統的建造物に見られる4寸から5寸とする。
	軒・庇	軒、庇の出、高さは周囲の伝統的建造物に合わせ、伝統的町並みとして調和のとれたものとする。
	外壁	伝統的建造物に見られる自然素材を多く用い、伝統的町並みとしての一体性と連続性を損なわないものとする。やむを得ず金属素材や合成樹脂系素材を用いる場合は、歴史的風致を損なわないような形態・仕上げとする。
	建具	伝統的建造物に見られる自然素材を多く用い、原則として玄関戸は引き戸とする。やむを得ず金属素材や合成樹脂系素材を用いる場合は、歴史的風致を損なわないような形態・仕上げとする。
	基礎	歴史的風致を損なわないものとする。
	色彩	伝統的建造物に見られる無彩色又は自然の素材色を基調とした色彩を原則とし、歴史的風致を損なわないものとする。
	設備機器等	城下町の面影を残す主要な通りから見えないような配置・形状とする。やむを得ず通りに面する場所に設置する場合は、伝統的町並みと調和する材料・仕上げ・着色をした外観上目立たない目隠しを行うなど、歴史的風致を損なわないものとする。
工作物	門	伝統的町並みと調和する位置・規模・材料・仕上げ・着色とし、歴史的風致を損なわないものとする。
	塀	同上
	屋外広告物等	伝統的町並みと調和する屋外広告物とし、歴史的風致を損なわないものとする。
車庫・駐車場		駐車場を設ける場合は、原則として塀や垣等を設けるなどして、外部から見えないようにし、歴史的景観を損なわないものとする。また車庫の場合は、建築物の許可基準に従うものとする。
土地の形質の変更		変更後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。空地が生じた場合は、歴史的風致を損なわないよう管理を図る。
木竹の伐採・植栽		伐採・植栽後の状態が歴史的風致を損なわないものとする。
土石類の採取		採取後の状態が、歴史的風致を損なわないものとする。